

後期高齢者医療の被保険者のみなさまへ

令和7年8月1日から

新しい資格確認書に変わります

新しい資格確認書は7月末までにみなさまにお届けします。有効期間は1年間です。

現在お持ちの被保険者証または資格確認書は8月1日からご使用できません。

後期高齢者医療資格確認書

有効期限 年 月 日
交付年月日 年 月 日

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 年 月 日
交付年月日 年 月 日

7月末まで



8月1日から

後期高齢者医療資格確認書

有効期限 年 月 日
交付年月日 年 月 日

新しい資格確認書は紫色です。

『限度額適用・標準負担額減額認定証』、『限度額適用認定証』または限度区分が併記された資格確認書をお持ちの方には限度区分が併記された資格確認書を交付します

(※お持ちでない方も、お住まいの市区町村への申請により限度区分を併記できます。)

マイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード)をぜひご利用ください。



マイナ保険証
のメリット

- 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- 救急現場で、救急搬送中の適切な緊急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される

マイナンバー総合フリーダイヤル マイナンバー

0120-95-0178

5番を直線のうえ、番号ガイダンスにしたがってお聞きください
受付時間(年末年始を除く) 平日 9時30分～20時00分
土曜日 9時30分～17時30分

マイナ保険証をお持ちの方も資格確認書を交付します。

後期高齢者医療制度に加入する皆様には、マイナ保険証の有無に関わらず、申請なしで、令和8年7月末まで使える「資格確認書」をお届けします。マイナ保険証での受付が難しい方でも、「資格確認書」で医療を受けられますので、ご安心ください。



お問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎(092)651-3111
または、お住まいの市区町村の「後期高齢者医療の担当窓口」まで